

中南米競争法の最近の動向について

2020年3月25日(水) 14:00~16:00 (動画配信 4月7日~20日)

講師：一橋大学大学院法学研究科教授 阿部 博友 氏

1. はじめに—ラテンアメリカ及びカリブ諸国 (LAC) の概況

(1) LACCF

・2019年9月24~25日、ホンジュラスで、同国競争当局である Comision para la Defensa y Promocion de la Competecia(CDPC)が主催、米州開発銀行と OECD の共同支援で Latin America and the Caribbean Competition Forum(LACCF)が開催された。LACCF は 2003 年以来毎年開催されており、2017 年はニカラグア、2018 年はアルゼンチンで開催された。

・2019 年 LACCF のテーマは、①制裁金計算方法、②エルサルバドル競争法と競争政策の精査、③デジタルプラットフォーム市場に対する法執行実務であった。

・因みに LAC に関連する最近の「OECD-IDB Peer Review(問題点指摘報告)」には、2018 年のペルー競争法、2019 年のブラジル競争法とアルゼンチン競争法、2020 年のメキシコ競争法がある。

(2) LAC の主なカルテル事件 (2018~2019) は下記の通りである。リニエンシーで事件化したものが多い。

国名	年月	事件	制裁金(米ドル)
ブラジル	2018/7	食品包装材	77.8M
	2018/8	樹脂生産	6.2M
	2018/8	ガス開閉装置	1.3M
	2018/8	TV 用及びコンピュータ用ブラウン管	1.2M
	2018/9	貨物取扱業者	1.2M
	2019/7	サンパウロ州その他鉄道車輛製作	135.0M
チリ	2019/4	自動車専用船 (roro 船)	9.0M
コロンビア	2018/6	健康衛生環境	4.1M
	2018/8	クレーン機器	6.9M
	2018/11	ティッシュペーパー、紙おむつ	8.1M
	2019/10	塩素、苛性ソーダ	27.8M
メキシコ	2018/11	金融サービス	8.1M
	2019/4	国内航空乗客サービス	4.5M
ペルー	2019/1	プロパンガス	138M

2. 制裁金・罰金の計算方法（メキシコ、チリ、ブラジル）

（1）メキシコ：行政制裁金

- ・法人：年間売上高（海外売上高を除く）の10%が上限、再犯2倍
- ・個人：90万米ドルが上限
- ・加重調整あり
- ・連邦刑法で個人刑事罰を規定している：5～10年の禁錮刑、5,000～45,000ドルの罰金刑、COFFCEの起訴事例2件のみ

（2）チリ：罰金

- ・法人、個人に対して下記①又は②。補助的手段として③がある。

①違反行為に関連する製品・役務の売上高 x 期間 x 20%、

②違法経済利益 x 1.35、

③租税単位 x 60,000

- ・加重調整あり
- ・違法行為認定後に起訴可能となる仕組み

（3）ブラジル：行政制裁金

- ・法人：違法経済活動分野の総売上高 x 0.1～20%
- ・法人役員：法人に課された制裁金額の1～20%
- ・加重調整あり
- ・個人刑事罰：2-5年の禁錮刑+罰金刑、適用事例なし。

3. 公共調達関連の不正入札抑止

（1）LAC 概況

- ・LACは他地域に比べ国家予算に占める公共調達等の割合が大きい。
- ・不正入札により入札価格は20%アップしたとの研究報告があるが、メキシコ社会保険庁事件では60%の嵩上げがあった。
- ・LACにおける政府官庁の腐敗傾向が、不正入札を助長している。
- ・OECDは2012年に公共工事等における不正入札防止ガイドラインを発表した。

（2）ブラジル

- ・ブラジル競争当局CADEは、2017年ICNカルテルワークショップで公共工事等分野における不正入札防止が執行方針の最重点課題である旨を表明した。

①Operação Lava Jato（オペレーション・カー・ウォッシュ）事件

2018年11月CADEは、建設会社4社及びその役職員に総額206.7M米ドルの制裁金を課した。

②サンパウロ州都電・地下鉄不正入札事件

2019年8月 CADE は、関与企業に総額 135M米^{ドル}の制裁金を課した。

(2) アルゼンチン

・アルゼンチンにおける不正入札への取り組み

①2018年新競争法（2018年5月施行）でリニエンシー導入、また不正入札をしたものは国家供給業者登録を8年間停止。

②同国刑法典第300条は価格協定について6か月～2年間の禁錮刑を規定するも適用事例なし。

(3) その他

・カルテルの存在をチェックする為のAIプログラムの利用

①英国CMAは、2017年に当該プログラムを発表した。

②ブラジルCADEは2018年に当該プログラムを活用して14社の入札不正を発見し、13事例について調査を進めている。

・公益通報性の確立と対応する特別部隊の創設が望まれる。また不正入札業者に対する資格停止処分と過去に不正入札を行った業者のリストアップも望まれる。

4. ペルー競争法

(1) 概況

・1991年競争法が改正を重ね現在の2018年法に至る。

・競争法当局は、全国競争保護及び知的財産権保護機関（Indecopi）傘下の自由競争委員会（Comision de Libre Competencia）である。但し、電気通信事業の競争政策は別機関（Osiptel）が担う。

・Indecopiの司法機関として審判所が置かれており、自由競争委員会の決定について上訴を受けつける。

・Indecopiによる集団訴訟制度が新設された。

・企業結合規制はない。

・カルテルの制裁金は売上高の10%、重大違反行為の制裁金は売上高の12%。異議申立期限内に制裁金を支払えば25%減額。

・Settlementにより制裁金は15%減額される。

・Commitmentを認める場合には、Indecopiが違法行為について有責である旨宣言する。

・リニエンシー制度ではタイプA：当局不知の場合100%免除、タイプB：当局情報有りの場合100～50%減額、タイプC：最大50%減額。

・自動車運送船事件（2001～2015年）ではCSAVが100%免除、NYKが50%減額。

・トイレットペーパー事件（2005～2014年）では、Kimbery Clarkが100%免除、Protisaが50%減額。

Kimbery Clarkはエクアドルにもリニエンシー申請したが、エクアドルはKimbery提供情報をアンデス共同体競争当局に提供した。そしてアンデス共同体競争当局が執行を

かけた。尚、アンデス共同体の決定 608 により、ボリビアとエクアドルは自国競争法ができるまでアンデス共同体競争法を適用できる。(エクアドル競争法は 2011 年に成立した。) こうした経緯からエクアドルはアンデス共同体に Kimberly 提供情報を流したものと推測される。

- ・ プロパンガス事件 (2017 年) ではプロパンガス会社 3 社及び個人 6 人に制裁金が課された。

(2) OECD 指摘事項

- ・ 企業結合規制の早期導入。
- ・ 不正入札の取締り強化。
- ・ リニエンシー制度の強化
- ・ Settlement/Commitment 制度の強化
- ・ 民事救済制度の充実
- ・ 国際協力体制の構築

5. ブラジル競争法

(1) 概況

- ・ 競争当局は C A D E
- ・ 2018 年に 2 倍賠償制度を導入した。リニエンシー、和解制度 (T C C) の当事者は実額賠償かつ連帯債務なし。民事請求の時効は最終決定公告日から 5 年間

(2) OECD 指摘事項

- ・ Settlement 制度の改善。本来、和解はリニエンシーの補完制度であり代替するものではない。
- ・ カルテル以外の事案では和解金額が非常に低い
- ・ 迅速審査が行われているかのようにみられるも、実質審査が行われていない恐れがある。企業結合審査における届出基準を再検討し実効性ある企業結合審査を実施すべき。

6. メキシコ競争法

(1) 概況

- ・ 1992 年競争法成立
- ・ 2006 年にリニエンシー制度が導入された。1 番目 : 100%、2 番目 : MAX50%、3 番目 : MAX30%、4 番目以降は MAX20%

(2) OECD 指摘事項

- ・ リニエンシー制度の整備が必要である。利用者はすべて刑事罰免除される。またカルテルリーダー又はカルテル強制者もリニエンシー制度の第 1 申請者となることが可能である。

- ・ **Commitment** に過度に依存するべきではなく、当局が拒否出来る旨を法令に明記するべきである。

7. 総括

- ・ 中南米諸国の競争法はEU型である。カルテルに対する刑事罰があるが適用実績は殆どない。
- ・ リニエンシー制度が活用されている。補完する制度として **settlement** や **commitment** があるが、その活用についてはいろいろと課題がある。
- ・ 贈収賄等腐敗が蔓延している中で、カルテル事件でのリニエンシーが引き金となって腐敗摘発が行われている。日本企業として十分注意するべきであろう。
- ・ ブラジルの2倍賠償制度など民事救済の強化動向に注意が必要である。

以上